○環境省令第一号

水質汚濁防 止 法 (昭 和四十五年法律第百三十八号) 第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、

排 水基準を定め る省令の 部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定め

令和元年六月二十日

環境大臣 原田 義昭

排 水基 準 を定める省令の一 部を改正する省令の一 部を改正する省令

排 水基準を定め る省令の <u></u> 部を改正する省令 (平成十三年環境省令第二十一号) の — 部 を次のよう

に改正する。

規

定

0

傍線

を付

した部

分の

ように改め、

改

正

前欄

及び改

Ē

後欄に対応して掲げるその

標

記

部

分に二重

次 \mathcal{O} 表 により、 改 正 前 欄 に 掲げる規定 \mathcal{O} 傍線を付した部分をこれ に順次対応する改 正 後欄 に 掲 げ る

傍線 を 付 L た規・ 定 (以 下 「対象規定」 という。 は、 当該: 対 象規定全体を改 Ē 後 欄 に掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ょ

うに 改 め、 改 Ī 前 欄 に掲 げ る対象規定で改 Î 後欄にこれに対応するもの を掲 げ Ć 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は、 これ

を削 ŋ 改 正 後 |欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい ない ŧ 0) は、 これ を

新たに追加する。

につきミリグラム 出するものに限る。) に関して、一リット 出するものに限る。) に関して、一リット はするものに限る。) に関して、一リット に関して、一リット に関して、一リット に関して、一リット に対して、一リット に対して、一リット に対して、一リット に対して、一リット に対して、一リット につきミリグラム	物 ほうろう鉄器製造業(海域以 四〇 物 ほうろらい ほうろらい ほう素及びその化合 (略) ほう	有害物質の種類 業種その他の区分 許容限度 有害物質の種類 業	N	に掲げるとおりとする。 掲げるとおりとする。	令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄 」という。)第一条の規定に	の省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省」(省令による改正後の排水基準	第一項の排水基準は、この省令の施行の日から二十一年間は、こ 第一項の排水基準は、この省	染状態についての水質汚濁防止法(以下「法」という。)第三条 染状態についての水質汚濁防	げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚 げる業種その他の区分に属す	2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲 2 附則別表の上欄に掲げる有	1 (略) 1 (略)	附 則	改 正 後
関して、一リット 単位 ほう素の量	う素及びその化合	\mathcal{O}	_			省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令	第一項の排水基準は、この省令の施行の日から十八年間は、この	の水質汚濁防止法	他の	附則別表の上欄	_		改正
ろうううわ が表す カ	器造業(海域以 四○(略)	他の区分許容限度			らず、それぞれ同表の下欄に	る省令(以下「改正後の省合	?行の日から十八年間は、この	(以下「法」という。) 第三条	区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚	に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲			前

	ットうわ薬製造業(ほうろううわ	に関して、一リット			に関して、一リット
	の量出するものに限る。)	(単位 ふっ素の量		出するものに限る。)	(単位 ふっ素の量
	外の公共用水域に排出水を排	物		外の公共用水域に排出水を排	物
<u> </u>	化合 ほうろう鉄器製造業 (海域以	ふっ素及びその化合	=	ほうろう鉄器製造業(海域以	ふっ素及びその化合
(略)	(略)		(略)	(略)	
	出するものに限る。)				
	外の公共用水域に排出水を排				
	るものであり、かつ、海域以				
	造に使用するうわ薬を製造す				
一四〇	うわ薬製造業(うわ薬瓦の製				
	に限る。)			に限る。)	
	水域に排出水を排出するもの			水域に排出水を排出するもの	
100	金属鉱業(海域以外の公共用		100	金属鉱業(海域以外の公共用	
(略)	(略)		(略)	(盤)	
	出するものに限る。)				
	外の公共用水域に排出水を排				
	貴金属製造・再生業(海域以				
	る。)				
	排出水を排出するものに限				
	つ、海域以外の公共用水域に				
	薬を製造するものであり、か)

附 則

二八〇〇
四〇〇
六〇〇
五〇〇